

特定社債保証制度【略称：私募債】について

- ・長期の安定した資金調達が図れます。
- ・企業としてのステータス向上効果が期待できます。
- ・上場に向けての第一歩としての意義があります。

○特定社債保証制度【略称：私募債】の概要

お申込は、原則としてすでに取引のある金融機関経由となります。

1. 保証対象者 中小企業信用保険法に定める中小企業者で「会社」に限ります。
(原則、取扱金融機関との共同保証方式)
2. 発行額 一回の最低発行額 3,000万円
発行最高限度額 5億6,000万円
※当協会の保証金額は発行額の8割となります。
また、特定社債保証以外の保証分（経営安定関連保証に係る保証を除く）を含めて5億円を上限とします。
3. 対象資金 運転・設備
4. 保証期間 2年以上7年以内
5. 担保 原則として保証金額2億円（発行額2億5,000万円）を超える場合には、当協会にて担保設定させていただきます（登録免許税の軽減措置があります）。
6. 保証人 不要
7. 保証料率 信用保証協会所定の料率
なお、私募債の発行に係るコストには金利の他、上記信用保証料、引受金融機関手数料等が必要となります。

《適債基準について》

以下の基準【1】～【3】について、①の要件を満たす中小企業で、②または③のいずれかを満たし、かつ④または⑤のいずれかを満たすことを要します。

項目	基準【1】	基準【2】	基準【3】	充足要件
①純資産額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須要件
②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	ストック要件 (1つ以上充足)
③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	
④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	フロー要件 (1つ以上充足)
⑤インタレスト・カレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	

②自己資本比率 = 純資産の額 ÷ (純資産の額 + 負債の額) × 100

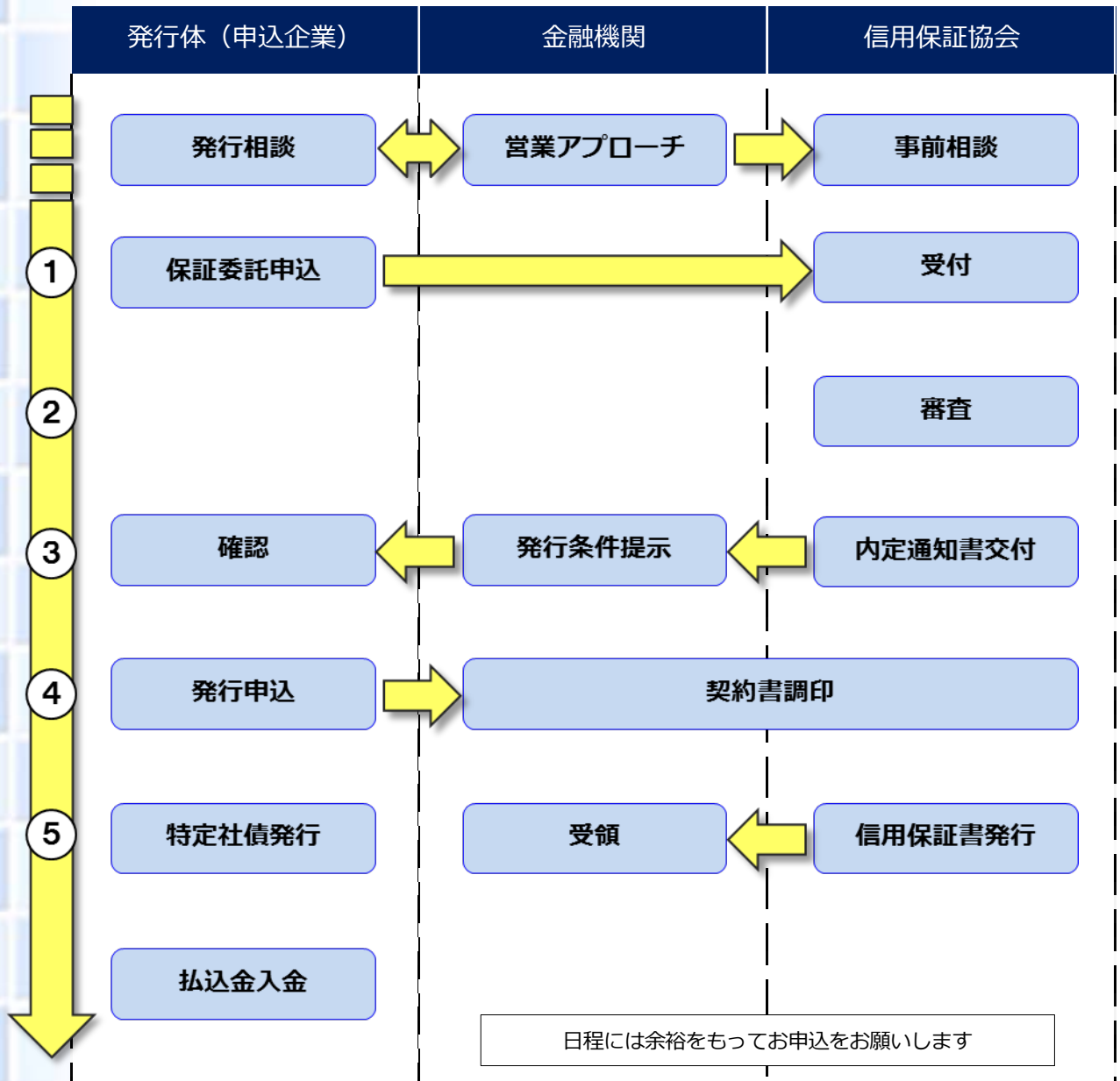
③純資産倍率 = 純資産の額 ÷ 資本金

④使用総資本事業利益率 = (営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ 資産の額 × 100

⑤インタレスト・カレッジ・レシオ = (営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ (支払利息 + 割引料)

(次ページに続く)

○特定社債発行スケジュールのイメージ



《添付書類について》

保証委託申込に際しては、必ず特定社債保証用申込書の「添付書類・チェックリスト」で添付書類の確認をお願いします。特に、以下の5つの書類は申込の都度必要になりますのでご注意ください。

- ・直近3期分の確定申告決算書（税務署収受印のある申告書別表、決算書、勘定科目明細一式添付）の写し
- ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・法人印鑑証明書
- ・個人情報の取扱いに関する同意書（複数代表制の場合は、代表者の人数分必要です）
- ・納税証明書（法人税・その1）

※また、試算表など現況を確認できる資料についても添付をお願いします。

《参考資料のダウンロード（PDFファイルへのリンク）》

- ・[特定社債保証申込書類の記入例](#)
- ・[特定社債保証申込書類等のチェックリスト](#)